

田村市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止の観点から環境負荷の少ない資源循環型社会を構築するため、非化石エネルギーの利用拡大を目指し、新エネルギー利用機器を導入するものに対して行う補助金の交付に関して、田村市補助金等の交付等に関する規則(平成17年3月1日田村市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第2条 この要綱において補助の対象となる新エネルギー利用機器は、別表第1に掲げる新エネルギー利用機器で、未使用のもの(以下「機器」という。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自ら居住する又は居住しようとする市内の住宅に機器を設置する者、及び市内の事業所等に機器を設置する事業者。
- (2) 市税を完納している者。
- (3) 以前に同一の種類の機器に対する市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていない者。
- (4) 太陽光発電システムを設置する場合は、電力事業者と電力需給契約を締結する者。

2 補助金の交付は、別表第1の補助対象機器の種類ごとに、1世帯又は1事業者につき1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、機器の設置又は購入に要した費用とし、別表第2の左欄に掲げる補助対象機器に付き、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

(補助金等交付申請書の添付書類等)

第5条 規則第4条第1項第5号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 機器設置計画書(第1号様式)
- (2) 市税完納証明申請書(第2号様式)
- (3) 機器を設置しようとする場所の工事着手前の写真
- (4) 機器設置施工業者又は機器付き住宅販売業者が作成した、機器の設置に関する見積書の写し
- (5) 機器の形状、規格、構造等が分かるパンフレット等
- (6) 機器を設置する住宅の位置図

(7) 建物所有者の機器設置に係る承諾書(当該建物の所有権を有しない占有者が補助申請をする場合に限る。)

(8) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項第1号から第4号、及び同条第2項第1号に規定する書類は、同条第3項の規定により提出を省略するものとする。

(完了届の提出時期)

第6条 規則第14条第1項に規定する書類は次のとおりとする。

(1) 機器の設置状況を確認することができる写真

(2) 住民票の写し(機器が設置された住宅への居住が確認できるものに限る。)

(3) 機器の設置に係る領収書の写し

(4) 太陽光発電システムを設置した場合は、電力事業者との電力需給契約書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業実施年度に属する3月25日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い日曜日等でない日)とする。

(処分の制限)

第7条 補助金の交付を受けた者は、機器の法定耐用年数の期間内において当該機器を処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(情報の提供等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他の情報の提供について協力を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

補助対象機器	内 容
太陽光発電システム	住宅等の屋根等への設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換し低圧又は高圧の配電線と逆潮流有で連系するシステムで、電力会社と電力需給契約を締結するもの。
太陽熱高度利用システム	住宅等の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーにより温められた不凍液等の集熱媒体を強制循環する太陽集熱器と蓄熱媒体を貯蔵する太陽蓄熱槽により構成される、給湯及び冷暖房等の用に供されるソーラーシステム

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象機器	補助金の額
太陽光発電システム	20,000 円に、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（キロワットを単位とし、小数点第三位を四捨五入して得た数値（住宅用に供する場合、その数値が 4 キロワットを超えるときは 4 キロワット、その他は 10 キロワットを超えるときは 10 キロワット）とする。）を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とする。
太陽熱高度利用システム	補助対象経費の 1/10 以内の額とする。ただし、100,000 円を上限とする。

機 器 設 置 計 画 書

年 月 日

田 村 市 長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話 印

補助事業等の 目的及び内容	1. 住宅への機器設置 2. 事務所等への機器設置
機器の名称等	1. 太陽光発電システム （太陽電池の最大出力値（予定）： k W） 2. 太陽熱高度利用システム （形式： 、集熱器総面積： m ² ）
機器の製造会社名	
設置（購入） 予 定 業 者	会 社 名（ ） 住 所（ ） 電 話 番 号（ ） 担 当 者（ ）
添付書類	1. 市税完納証明申請書 2. 工事着手前の写真 3. 見積書の写し 4. 機器のパンフレット等 5. 住宅の位置図 6. 住宅所有者の承諾書 7. その他

第2号様式（第5条関係）

市 税 完 納 証 明 申 請 書

年 月 日

田 村 市 長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電 話

田村市太陽光発電システム等設置費補助金交付申請のため、納付すべき税目の納期到来分について納税されていることを証明願います。

証 明 番 号	第 番 (年 月 日現在)
---------	-----------------

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

田村市長 富 塚 宥 ？ 印

処 分 承 認 申 請 書

年 月 日

田 村 市 長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話
印

注意 のある欄は、該当する箇所にレ印を付けてください。

交付年度	年度
補助金等決定通知書番号	第 号
機器の設置場所	
処分する機器	1．太陽光発電システム 2．太陽熱高度利用システム
処分の方法	売却 譲渡 交換 貸与 担保 廃棄 その他（ ）
処分の時期	
処分の理由	